

令和3年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年12月2日から令和3年12月10日まで第4回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年12月10日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 小 畑 博 司	8 番 佐 藤 宗 太	9 番 山 口 享
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 青 木 美貴子	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書	記	川 田 良 子	
書	記	橋 本 吉 嗣	書	記	土 肥 奈々子

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	五十嵐 吉 雄
政策財務課長	佐 藤 銀四郎	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
会計管理者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子ども課長	佐 藤 美千代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 4 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、7 番、小畑博司君、8 番、佐藤宗太君のお二人を指名いたします。

◎議案第 82 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 2、議案第 82 号「会津坂下町福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例」を議題といたします。

説明は、すでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

中身について詳しくお伺いしたいんですが、ちょっと認識が違っていたら訂正の上、お答え願いたいんですけれども、例えば令和 8 年の 3 月 20 日までに令和 9 年度分を申請した場合、令和 9 年度分のほうは減免の対象になる。そうすると 5 年間ですから、令和 15 年度までが対象になるという認識でよろしいでしょうか。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

それでは、この事業のまず手続きの関係ですけれども、まず県知事のほうに指定の申請をするというのがまず 1 点ございます。知事の指定を受けると。その後に、設備投資をするということでもあります。その設備投資に対して実施状況の報告をするということでもあります。この設備投資というのが固定資産税の部分になりますので、償却資

産、それから家屋、土地というようなことで、ここの部分が、その後に認定を受ければ課税の減免になるというようなことであります。この認定の前に必ず整備投資が必要になってくるというようなことであります。

この期間が令和 8 年の 3 月 31 日ということになってまいりますので、そうしますと、この前に設備投資が必要になってくるということになりますので、令和 8 年の 3 月の 30 日までですか、の設備投資があつて、なおかつ知事の認定をそこまでに受けるということになりますので、ですから、令和 8 年の 3 月 31 日までに認定が必要ということになってきますので、設備投資はそれ以前に行う必要があるということで、8 年の、例えば令和 8 年の 3 月中に設備をした部分については、翌年の 1 月 1 日現在ですから、翌年の課税から課税免除になるということでございます。わかりましたでしょうか。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

となってくると、最終の終了年度が令和 14 年度なのかということで、そこが一番重要なんですけれども、復興庁が令和 13 年の 3 月 31 日をもってなくなるということなので、これ交付税措置ではなくて復興予算で減免されているというか、補てんされているものですから、それ最後の翌年についてはどのような説明がなされているんでしょうか。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

今のケースですと、令和 9 年度から 5 年間になりますので、その期間は免除が適用期間になります。その後の、その復興庁の関係の部分については、ちょっと私のほうで把握しておりませんが、この税法上は 9 年度から 5 年間というようなことになってまいります。その期間中においては、その交付税措置の部分で対象になると、震災復興特別交付税で補てんされるという部分までしか把握はしてございません。そういう状況であります。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

私はその詳しい話の前段の話になるんですけれども、この条例について、特定事業活動振興計画に基づくというのは、特定事業活動、あるいは振興計画とか、あるいは福島復興再生特別措置法 26 条等のということで、それらを全部頭におかないと話ができないというが、理解できないわけです。町民の皆さんに、そこに公示されたのを、これはどういうことなんだと聞かれても、わからなくては困ってしまうんですが、今ほど総務課長、説明する際にも一定の資料を持ちながらお話をされているようなんですけれども、私もこれ審議をするときに、それないわけですね。だから自分で調べて臨みなさいよということなのか、その辺はきちっとわかるように、町民の代表でありますけれども、それほど専門的な知識もございませんので、その辺はきちんと審議できるように準備をするなり、説明をするなりしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

全協の中でもご説明を申し上げたわけでありましてけれども、なかなか理解しづらくて、資料不足で大変申し訳なかったなというふうに反省しているところでございます。

多少時間をいただきまして、ちょっと説明というか、させていただければと思います。が、繰り返しになりますけれども、この事業というのが放射性物質汚染のあり、なし、に伴って、いろいろこの事業の妨げになってきているというようなものを対象に、それに対処する新たな事業という部分が該当になってくるということでございます。その中でも、農林水産業の製造、それから加工の部分、それから観光産業、観光の部分というのが二つの柱になってくるということでございます。

具体的なイメージをしていただければというふうに思いますけれども、現在、ホームページのほうで公表になっているものもございまして、一つは観光関連産業で、震災の被害によって観光関係の客足なりの減少した部分ということで、施設のそういったバリアフリー化の事業、または多言語化による観光の誘客というような事業で取り組んでいるものが、一つ指定をされております、県のほうで、これ公表されているものでございます。

それからもう 1 点、農林水産業関連でありますけれども、これもあくまでも震災に係してということで、その相双地区であります、相双地区の特産品の部分が、やはり販売に影響を受けているということで、それに対して付加価値を新たに付けて、販売の開拓事業にあたるという部分が、一つ指定を県のほうで受けております。

それからもう 1 点、個人の該当になってきます。もう 1 点、農林水産関係であります。これも相双地区の部分であります、相双地区の昔ながらの、ある意味全国的にも有名

な常盤物といわれる特産品、水産物がございます。そういったものの販路回復、開拓に対する新たな事業の取り組みというような部分で県の指定を受けております。

あともう1点公表されております。これも農林水産関係であります、これも稲作に関係する部分でありますけれども、農業倉庫の新たな新設によって、米の安定供給に資するというような部分であります。

こうして見ますと、本当に小さな個人の方の取り組みという部分もありますけれども、今、県のほうで指定を受けているのは、小規模の個人というよりは、むしろ企業なり、事業所さんなりの、ある程度規模のある事業に対して、県のほうで指定しているのかなというふうに思います。

いずれにしても、個人の部分も該当になりますので、窓口については県の振興局が窓口となりますので、いろいろ私どもで相談受けた際には、県のほうと情報を共有しながら丁寧に住民の方にも説明していきたいというふうに思っております。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

ご説明いただいたんですけれども、やっぱり、すとはとは理解できなくて、放射能汚染に関連して、そういう現状から脱却をしようという中で、バリアフリーとか多言語化ってどういう影響、どういう関係があるのかなと思うんですけれども、ほとんど坂下町には関係ないことであれば別ですけど、坂下の町民にとって、じゃあこの条例ってどういうふうに関係するのかなというところが、私の頭の中でなかなかすとはとこないんですね。総務課長はおわかりだと思うんですけど、その辺もう少しわかりやすくはお話いただけませんか。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

直接ですね、まずその要因となるのが放射能に対する、その被害に対処する事業であるというようなことであります。それが前提になってくるということでもあります。ここ会津地方、坂下町においても、そういった放射能に対する被害は受けておりますので、そういった具体的に、例えば直接的に、今現在、私の手元においては、直接的にそのことが要因となつての減収なりというような部分、具体的には、資料としてはありません

けれども、そういった方々を少しでも税金の面で軽減できるような、税でありますので、税改正でありますので、その辺は本当に身近な部分にも結びついていく税でありますから、その辺はご理解いただければというふうに思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

同様なんですが、先ほどと。坂下町の企業において影響があるのかということなんですけれども、ちょっとこの中身、よく私も理解できないんですが、例えばこれからの取得する企業に対してという、固定資産税の取得について免除するというふうに理解するんですけども、普通一般のこの町場で、今、例えば今、西地区に企業が進出して、これから大規模店つくったりしてますけれども、ああいった企業にも影響はあるのか。単純に工場とかそういったところとなると該当しないのか。ちょっとその辺がわからないんですが、もう少し、どのような企業に該当するのか、ちょっと簡単に教えていただければと存じます。

◎議長（水野孝一君）

暫時休議いたします。

（午前 10 時 16 分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 10 時 20 分）

答弁願います。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

申し訳ございません。五十嵐議員からのおただしでありますけれども、この部分、まずは風評税制ということでありまして、特定風評被害ですね、放射能に対する風評被害が影響しているものに対しての、例えば新たな農産物の栽培なり、そういった部分に対する固定資産税の投資に対する課税の減免であるというようなことでありまして、まず一つは、農産物等の、まず信頼を回復していくんだというものが一つあります。その放

射能に伴って風評被害で農産物が売れなくなっているというような個人の農家の方もいらっしゃると思いますので、そういった方々を対象としまして、そういった信頼回復のために設備投資をした、固定資産税を取得したものに対する課税の減免というものが一つございます。

それからもう一つは、そういった例えば付加価値を付けていくというようなこと、その例えば農産物に対する、ある意味の付加価値を付けることによって、その付加価値を付けることによる固定資産の減免の部分が二つ目でございます。

それから販路の回復、開拓という三つの部分、その事業に対する固定資産の設備投資に対する減免という、この大きな部分が農産物の部分であります。

それから、商工に関する部分につきましても、その風評被害による観光客の減少、そういった部分を回避する、対処していくための設備投資に対する、固定資産になりますけれども、それに対する課税の減免ということになってまいりますので。

先ほど冒頭で申し上げました県指定の関係ですけど、大きな部分が、今のところは県のほうで指定しているようでありますけれども、大きな法人なり、または小さな農家なりも対象となる事業でありますので、そういったあくまでも風評税制、風評被害に対処していくための税制であると。固定資産税を取得した者に対する課税の免除の税制であるということでもありますので、身近な部分でもございますので、ぜひご理解いただければというふうに思います。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

いろいろ聞きましたけれども、要は事例、こういったやつということの一つを一つ言っていただけならば、それでわかります。そうすると、ああ、坂下町でもこういったやつだと該当するなということがありますので、それがわかりやすいので、ちょっと答弁、ちょっとあれなんですけど、次に移ります。

今の答弁ですと、企業とか個人とかについて、倉庫であるとかいろんなことをやった場合に減免の措置があるというふうに、こうお聞きしたんですが、この周知については、わかりにくいけど周知することについて、どのようにしていくのかを、まず伺います。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

ご説明申し上げているわけでありましてけれども、より実例を、いろいろ情報を収集し

ながら、一つ一つ読んで、見て、イメージがわかるような事例というものを情報収集させていただいて、情報収集しまして、広報誌なりホームページなりで周知していきたいというふうに思いますけれども、何ともいっても大事なのは、パッと見てわかるような事例を1件でも多く収集しながら、町民の皆様方には周知していきたいというふうに思っております。

また、こういった具体的な事業が該当するのかという部分も、今後の事業展開も見据えた上で、こういった事業も該当になりますよ、こういったこともなりますよということで、県の振興局とも相談しながら、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

これも第4条では、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日に属する年の3月20日までということで、期限があるわけですね。そうすると、こういったことをきちんと周知しないと、もうわからないでしまう方が出てくるということです。その徹底をお願いするということを、徹底ができるのか、まず1点。

あともう一つは、固定資産税は町税です。そうすると国からこの制度的なことで固定資産税が減免されるということになると町の税収が減るわけです。その税収が減った分に対して国のほうから補てんはあるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

まず1点ですが、3月20日という部分でありますので、その時期を逃すことなく、町民のほうには周知に努めてまいりたいというふうに思います。

それから2点目でありますけれども、一般財源の部分でありますので、ご説明申し上げましたが、交付税対象ということになってきますので、その部分で減収の部分は補てんしてまいるという考えでございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 82 号「会津坂下町福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 83 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 3、議案第 83 号「会津坂下町学校給食費条例」を議題といたします。
説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

◎9 番（山口享君）

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口享君。

◎9 番（山口享君）

この条例は、いわゆる学校を介さず、町が直接給食費を預かるという完全公会計の条例であります。そこで、この 5 条に、学校給食は、毎月町長が定める日までに納付しなければならないというところがあるんですけども、3 月の第 1 回の定例会にあたり、町は児童手当から引き落としをするということをうたいました。しかしこれ同意が必要ですから、だいたい 50% ぐらいのものしかなかったということで、私はちょっとびっくりしたんですけども、せっかくこの公会計になる条例ができるわけですから、一言、児童手当から引くということを入れれば、もっと児童手当から引く同意が得られるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

ありがとうございます。この条例につきましては、これまであった徴収規則の中で改正して、これまでのやつでは児童手当からの引き落としをするときに、徴収規則の中で児童手当からに対して明記しておりました。

今回の条例につきましては、あくまでも完全公会計において、町が徴収することの条例にして、そのほかのこれまであった徴収規則等については、これに施行するための施行規則を定めるようになりますので、この条例をご承認いただいてから定めるようになりますので、その中で、これまでの徴収規則と同じように、回数でありますとか、金額でありますとか、児童手当からの振り替えということをしっかり明記いたしまして、これまでどおり児童手当からの振り替えについても対応できるようになっておりますので、その辺については、内容的には整えるようになっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

今お話いただいた規則というところなんですけど、2 ページ目かな、規則で定めるというふうに6条でありました。この規則、今説明いただいたとおりだと思います。この規則というのは、だいたいいつぐらいまでにという予定はありますでしょうか、あったら教えてください。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

施行規則につきましては、この条例と当然連携しておりますので、内容的にはこれまでの町徴収規則と、内容的には、いわゆるほぼ同様な形になっておりますから、それを踏まえて、この条例、可決次第、すぐ整理して4月1日から同時に運用できるよう

な形で対応できるようになっておりますので、保護者の方、学校の方、金融機関も含めて対応いただける町の体制も含めて、事務等に支障のないように、保護者の方もできるだけ混乱のないように、丁寧にご案内文書等でご案内をしっかりと差し上げながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 83 号「会津坂下町学校給食費条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 84 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 4、議案第 84 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 84 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 85 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 5、議案第 85 号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 85 号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 86 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 6、議案第 86 号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案中に、先ほど議決された議案第 82 号の条例交付番号を引用する部分が 1 ヲ所ございます。議決の結果生じる字句の整理が必要となりますが、条例交付後に、議会会議規則第 45 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議決の結果生じる字句の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 86 号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 87 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 7、議案第 87 号「会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 87 号「会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 88 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 8、議案第 88 号「会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 88 号「会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 89 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 9、議案第 89 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 89 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 90 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 10、議案第 90 号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 90 号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 91 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 11、議案第 91 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

歳出の部分で、9 ページの 2 項 12 節の委託料のふるさと納税についてお伺いいたします。ちょっと私の聞き違いかもしれませんが、専門業者に委託するという説明だったと思うんですけども、どのような形で、この専門業者という形を取られたのかお聞きします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

ふるさと納税の返礼業務に関しましては、楽天並びに楽天の関連業者であります企業のほうに、返礼業務の受付並びに返礼品の送付の宛名の打ち出し等々を全て委託しております。その業者さんのほうから、ふるさと納税にお申し込みをいただいた方々が何を申し込んだか、どれだけ申し込んだか、いつ送付してほしいか、どこに送付してほしいかという取りまとめを全てしまして、坂下町の業者さんでふるさと納税に登録をされている方々に全て通知をしていただいて、そして業者さんのほうから、ふるさと納税をしていただいた方に逐次送付をしていただくという業務を委託しておりますので、その委託分がここに計上させていただいたものでございます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番（青木美貴子君）

そうですと、今までは商工観光班なり、観光物産なりがそういう業務をなされていたと思うんですけども、内容的には、私、一般質問でもしたように、内容的にリピーターが増えるような、そういう心遣いが必要じゃないかということを話した記憶があるんですけども、そういうことがその専門業者の中でも行われるということでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

昨年度までは、この業務を会津坂下町観光物産協会のほうに委託しておりました。今年度、この事業を実施するにあたって、観光物産協会と様々な点で協議をした結果、なかなかふるさと納税も伸びて、返礼業務も多岐にわたっているので、観光物産協会の中で全てやることができないという結論に至りましたので、今年度より観光物産協会ではない外部の委託を出したところでございます。

また、議員おただしのとおり、会津坂下町に対してふるさと納税をリピートしていただく、年に何回もしていただく、来年度も忘れずしていただくという手続きにつきましては、業者さんのほうからのメール、また商品を発送する際に町のパンフレット、御礼のお言葉、全て送付していただいて、またよろしく願いますという手続きについては抜かりなくやっております。

◎議長（水野孝一君）

ほかにはございませんか。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

同じく支出の 16 ページ、7 款 1 項 5 目 21 節の補償補填及び賠償金なんですけども、これについては、コロナ禍においての糸桜里の湯の町から休業要請、それに伴う休業補償という説明がありました。163 万 3 千円についての算出根拠、これについてお伺いします。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

議員おただしの部分でございますが、8月26日から9月12日までの18日間、休業したわけでございますが、その間、前回休業したときと同じような計算方式でやったわけでございますけれども、前々年、令和元年度から平成29年度までの平均の使用料につきまして算出をいたしました。それに基づきましてかかった経費の部分でございますが、水道料、あとは重油代、ペレット燃料代、電気代ということで、そちらのほうを算出させていただいて、その差し引き分ということで算出をしたということでございます。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

6ページ、寄附金、17款寄附金の一般寄附金についてお伺いいたします。企業からの一般寄附があったということで、この企業は町からの請負、そういったことをやっておるようですが、入札において、こういった寄附というのは、入札審査のときの加点の対象になるのでしょうか、まずお伺いします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

入札審査の加点にはなりませんので、ご報告申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

続いて、10ページの企画費7節の報償費で、モニター30万1千円、これの町の紹介モ

ニターということでありましたが、この活動の内容の詳細についてお伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

このモニター費用につきましては、今回、地域おこし協力隊の応募があった方を、今後の会津坂下町の交流事業のあり方について様々な点から見ていただくということで、活動をお願いしたものでございます。着任は来年度からであります、今年度中にも会津坂下町の様々な、まず坂下町に来ていただきまして、様々な体験をしていただいて、坂下町の今後、人口を増やしていく、交流人口を増やしていく、若者の交流人口を増やしていくというテーマから、女性の視点で坂下町の中を、活動体験していただきまして、その参加した上での感想並びに改善点の視点、その改善点を今後どういう形で取り組んでいったらいいかという事業化まで、様々な視点から見ていただいき提案をしていただきたいというものでございます。

第1回目も11月に行いまして、4人の方々から坂下町を見ていただいて、私たちではわからない、よそからいらっしゃった方からの視点、坂下町でこういうところが欠けている、こういう部分をもっともっとPRするべきだ、こういう部分をSNS等で発信していけば若者が関心を示すだろうという報告を受けてございます。それを第2回目として1月以降、もう一度行っていきたいという費用でございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はございませんか。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

11ページの新庁舎建設の委員報酬6万3千円のっかっているんですけども、メンバーも充て職だった方については替わるのかなと、そのほか同じなのかな、よくわからないんですけども、と同時に、このいつやるのかによってもありますけれども、新庁舎を建てる場所については、一応町長いわく、議会で決定を得たという重さはあるにしても、ただ、将来を見据えたときに、どういう建て方をすればいいのかと、どういうものが付帯されて建てれば、より国の支援とかを受けやすいのかとか、いろんな検討する部分あると思うんですが、そういう基礎的な部分が決まらないというか、十分に庁内の検討、あるいは議会も含めて検討が進まない中で、いつごろからどんな検討をするのかなというのが非常に気になる場所なんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

まず1点目、新庁舎建設検討委員会の委員の方々につきましては、これ条例委員会の委員でございまして、任期につきましては、任命の日から新庁舎が建設されるまでという任期となっております。また、委員の方々は、議員おただしのとおり、各団体の代表の方がいらっしゃいますので、今後開催するあたっては、役職の変更等々を踏まえて、新たなメンバーも入ってくるというふうに考えてございます。

今回、委員会を開催したいというものにつきましては、信任をいただく内容につきましては、新庁舎建設については、委員会のほうと話し合って延期、延期というか凍結する際についても委員会を開催し、ご理解をいただいて凍結というか、延期をした経緯がございまして、今回、この開催につきましては、今の財政状況、その財政状況を踏まえて、いつごろから建設に着手し、いつごろの完成をみられるというスケジュール的なものをお示ししたいというものでございます。

その新庁舎、今後、来年度以降につきましては、どういう機能を持った庁舎がいいのか、どういう規模で建てたらいいか、どういうふうに地域との景観も含めた、一体性を持った庁舎にすべきかという部分につきましては、来年度以降の委員会での議論という形で、今回につきましてはスケジュールをご提示し、了解をいただくという内容でございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はございませんか。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

16ページの6款農林水産費、国土調査費についてお伺いします、委託料。説明では12年度の第1、第2の牛川地区ですね、第1、第2の修正が必要になったということですが、かなり時期が経っているんですけれども、12年度というところとピンとこないんで、2012年度なのか、平成12年度なのかということが一つ。

あと、委託料が一般財源で出ている、そしてかなり経過したことによって、今までやった作業が風化したり、あと情報がわからなくなったりすることによって、こういったお金が出るようになるんじゃないかと思うんですけれども、国土調査そのものは国からの支援があるわけなんですけれども、一般財源だけしか使えなかったということの理由

は何かあるのでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議員おただしのとおり、この地籍調査につきましては、平成 12 年度に調査業務を一旦完了したものでございます。本来であれば調査業務をし、速やかな認証事務に入っていくのが正式な流れでございましたが、当時、調査業務を先行し、認定業務が滞ったことによる原因でございます。

また、財源としましては、今回、単独費のみという形になっております原因は、調査事業の際、平成 12 年度の調査事業の際に補助の対象を受けまして調査を行っておりますので、同じ場所に 2 度、補助金は使えないという中身で、単独費でやらざるを得なくなったということであり、認証行為が遅延しまして、その間の土地利用が、土地の移動等あったとことに起因するものであり、深くお詫び申し上げたいというふうに思います。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

今回は牛川第 1、第 2 ということで、12 年度が平成ということで、もう 20 年以上前だということで、ちょっとびっくりしましたが、今後このような事例が、牛川地区以外に国土調査なんか進めている中で、再度こういったことが出る恐れがあるのか伺います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

この牛川第 1、第 2 が再調査をし、今後認定業務のほうに移ってまいります。このほかに調査をし、未認定の地区につきましては、牛沢第 3、中村、勝方、大村の 4 区域が該当してございます。この 4 区域につきましては、来年度以降、再調査をし、また認定業務の手続きを取ってまいります。私どもの調べた内容としましては、1 番、土地利用、土地の移動、分筆、合筆等があった地区が牛沢第 1、第 2 地区であるという認識をしてございます。以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございせんか。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

14 ページ、衛生費で、塵芥し尿処理費 1 億 9,000 万あるんですけれども、他市町村の例ですけれども、今、SDGs で環境循環型社会を目指してということもあると思います。集まったそのし尿については、全て町で処理をして肥料にする、液肥ですが、そんな取り組みがなされている町もあるようであります。同じお金を使うにしても、集める作業については業者の方をお願いするほかないんですけれども、それを処理して自然に返すと、そしてしかも農業に役立てるといようなことができるのであれば、やっぱりそういう方法についても検討する必要、そういう時期に来ているのかなというふうな思いですけれども、いかがでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

ある程度、全国では生ごみを再利用というところもあります。しかしながら、まず 1 点目、臭いの問題、そしてそういう施設をつくる場所の問題、そして採算性が合うのかというような、いろいろなそういう課題があります。そして、今後人口減少によりますます人口が減少して、ごみはゼロにはなりません、全体的な量は減っていくというところで、まず広域のほうでも新しいごみ処理場ができます。そして、また本町において、もしそういうのが建設するとなれば、ある程度、二重になるような形で経費がかかってしまうというところがございます。

そのようなことを考えれば、まずは各世帯において生ごみの減量化から始めていただいて、全体的なごみを減らしていくというようなことを、今現在推進するような形で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございせんか。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

生ごみの堆肥化も考えたいと思いますけど、し尿処理ということで、あれは合併浄化槽なんかも含めて、最終的な処理、汚泥も含めて肥料にしているというような町が、自治体ございます。そういったことで、昔は肥やしに使っていると、今は処理されてしまっています。それだったら自然に返してやるというようなお話で、今ちょっと質問したんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

し尿処理についても生ごみと同じような考え方と思います。当然その、もしそういうような施設をつくるのであれば、場所、そして臭いと、採算性のことも考えれば、今のところ、現在の広域のほうで処理していただくというようなところでお願いするしかないのかなというような考えでございます。以上でございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 91 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算(第 6 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため休議いたします。

（午前 11 時 01 分）

再開は 11 時 15 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

◎議案第 92 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 12、議案第 92 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 92 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 93 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 13、議案第 93 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 93 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

先ほど、議案第 91 号「令和 3 年度一般会計補正予算（第 6 号）」の議決をいただきまして、誠にありがとうございます。

急ではございますが、追加議案を上程したく、議事日程に追加くださるようお願いい

たします。

提案の理由であります。今般、国の新型コロナウイルス感染症対策予備費措置により、子育て世帯への臨時特別給付金として、15歳まで子どもを持つ養育者に対し、児童1人当たり現金5万円を給付することが決定いたしました。

このことから、できるだけ速やかに対象者へ支給しなければならないため、緊急ではありますが、議案第94号として一般会計補正予算（第7号）を提出する必要性が生じたので、大変申し訳ございませんが、追加提案させていただきたいと存じます。

どうぞ、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま、古川町長から、議案第94号の追加提案の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

議案第94号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

暫時休議といたします。（午前11時19分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午前11時20分）

議案が追加されたため、新たにお手元にお配りした議事日程が追加になります。

◎議案第94号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

議案第94号を議題といたします。

議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第94号 令和3年度一般会計補正予算（第7号）

◎議長（水野孝一君）

これより、議題とした議案について説明を求めます。

議案第 94 号について、説明願います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議案第 94 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算(第 7 号)」について説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に 1 億 331 万 3 千円を追加し、予算の総額を 87 億 735 万 7 千円とするものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、国の 11 月 19 日の閣議決定により、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一つとして、国の予備費を活用し、「子育て世帯等臨時特別支援事業」の先行給付を実施することが示されたことに対応する補正となります。

今回の先行給付は、児童手当の仕組みを利用し、児童を養育している者の年収が 960 万円未満の世帯の、中学生以下の子ども 1 人当たり 5 万円を 1,984 人に現金給付するものでございます。

なお、18 歳以下の高校生 450 人への給付は本臨時国会で補正予算として編成され、町においても今後、補正予算として対応してまいります。

また、960 万円を超え対象から除外される世帯の子どもにつきましては、「会津坂下町生活支援事業」により町単独費で支援したいと考えております。今回支給される中学生以下においては 11 世帯 19 人が除外される予定であります。

それでは、1 ページをご覧ください。

「第 1 表歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の 1 ページ総括につきましては、14 款国庫支出金のみで、補正前の額 86 億 404 万 4 千円、補正額 1 億 331 万 3 千円の増、補正後の額 87 億 735 万 7 千円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、3 款民生費及び 13 款予備費で、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。財源内訳につきましては、国県支出金が 1 億 331 万 3 千円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2 の歳入の詳細について説明いたします。

14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 1 億 331 万 3 千円の増は「子育て世帯等臨時特別支援事業」の先行給付を実施するための補助金であります。児童を養育している者の年収が 960 万円未満の世帯の、中学生以下の子ども

1人当たり5万円を現金給付するもので、1,984名分を見込み9,920万円と、町の事務経費411万4千円を計上したもので、補助率は10分の10となります。

4ページをご覧ください。

3歳出についてご説明いたします。

3款2項5目臨時福祉給付費、補正額1億331万4千円の増は、「子育て世帯等臨時特別支援事業」の先行給付を実施するものであります。3節職員手当等は事務に従事する職員の時間外手当を計上いたしました。10節需用費は事務用品1万円を計上しました。11節役務費は郵便料47万7千円、口座振替手数料21万9千円を計上いたしました。12節委託料は子育て臨時給付金を給付するにあたり、通知書・承諾書・振込通知書等の作業を委託する費用336万4千円を計上しました。18節負担金補助及び交付金の子育て世帯臨時特別給付金（先行給付金）につきましては5万円を1,984名分給付する9,920万円を計上いたしました。

5ページをご覧ください。

最後に、13款1項1目予備費、補正額1千円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は9,677万9千円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第 5 号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 14、総務産業建設常任委員会に付託しておりました請願第 5 号「国に対し、国民投票法の一部を改正する法律の附則に規定された事項と憲法を取り巻く議論を同時並行で進め、活発な憲法論議を行うことを強く求める意見書の提出を求める請願について」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司総務産業建設常任委員会委員長。

◎6 番（渡部正司君）

総務産業建設常任委員会委員長の渡部正司でございます。

請願第 5 号「国に対し、国民投票法の一部を改正する法律の附則に規定された事項と憲法を取り巻く議論を同時並行で進め、活発な憲法論議を行うことを強く求める意見書の提出を求める請願」の審議報告を申し上げます。

審査の経過と結果を報告いたします。

1、受理年月日、令和 3 年 8 月 25 日。

2、審議経過であります。まずはじめに本常任委員会を去る令和 3 年 9 月 8 日、役場北庁舎会議室において開催し、委員 7 名全員の出席のもと同請願を審議いたしました。審議の結果、本請願は継続審議とすべきものと決しました。採択すべき意見とし、地方議会から国に請願する中身ではない、があった一方で、請願文中には新型感染症や国際情勢のことがあり、範囲が広すぎて願意が理解し難い。また、判断が難しい、もっと慎重に審議すべき時間が必要ではないか等々の意見が出され、採択か継続審議を採決した結果、本請願は継続審議とするものと決した次第です。

次に、継続審議となったものを受け、同委員会を去る令和 3 年 11 月 19 日、役場中会議室において開催し、委員 6 名の出席のもと同請願を再審議いたしました。そこでは、請願の趣旨がよくわからないため、請願者から趣旨の説明を求めるか、この意見を審議いたしまして、審議の結果、全員一致で請願趣旨の説明は求めず、各委員が継続して精査するといったしました。

続いて 3 回目、同委員会を去る令和 3 年 12 月 8 日、役場大会議室において委員 7 名全員出席のもと開催し、同請願を審議いたしました。最終的な審議の結果、本請願は趣旨

採択とすべきものと決しました。

経過であります。採択すべき意見として、憲法論議をしてはいけないのではなく、議論すべきである。また一方で、不採択すべき意見として、改めて地方議会から早急に論議を求める中身ではないなどでありました。また、別の意見として、国会構成も改められ、憲法論議が進められる見通しも出てきた。また、憲法論議を進めることに賛同するが、請願内容は広範囲で焦点が明確ではないなどから、趣旨には賛成であるが意見書を出さない趣旨採択とすべしとの意見も出されました。採決は、採択か不採択か、趣旨採択かによりとりました。

繰り返しになりますが、審議の結果、本請願は趣旨採択とすべきものと決しました。
以上、報告いたします。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

請願第5号について質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

意見書を提出してほしいなというところまでが趣旨かなと、私個人的には感じていたところですが、その辺りについてはどのような議論がなされましたでしょうか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

先ほども申し上げましたとおり、憲法論議を進めることそのものには賛同します。ただ請願内容としては広範囲で、しかも焦点が明確ではないと、その理由から意見書を出さないという結果に至ったところであります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。請願第5号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより請願第5号「国に対し、国民投票法の一部を改正する法律の附則に規定された事項と憲法を取り巻く議論を同時並行で進め、活発な憲法論議を行うことを強く求める意見書の提出を求める請願について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

請願第5号に対する委員長報告は趣旨採択であります。この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(多数挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって、請願第5号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

◎議員派遣の件

◎議長（水野孝一君）

日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

内容について職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和3年12月10日

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一

1 町村議会広報研修会

(1) 目 的 議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが要請されていることに鑑み、広報広聴特別委員を対象に編集技術を習得し、議会広報の充実を図る

(2) 派遣場所 福島県郡山市

(3) 期 間 令和4年1月31日(月)

(4) 派遣議員 議員5人以内

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、会議規則第 127 条の規定により、議員の派遣をしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は、原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続審査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第 16、継続審査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会、総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴特別委員
会、議会改革特別委員会及び行財政改革検討特別委員会の各委員長から、会議規則第 75
条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに、ご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査に付するこ
とに決定されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（水野孝一君）

町長より、挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第 4 回定例会が閉会されるにあたり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げ

ます。

12月2日から本日までの9日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。

本定例会に提出いたしました案件は13件でありましたが、条例の制定や一部改正のほか、本日追加提案いたしました一般会計補正予算を含め、全議案について原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に、議員の皆様方から寄せられました、貴重なご意見、ご提言につきましては、肝に銘じ、今後の町政執行に活かしてまいりたいと考えております。また、いただいたご意見やご提言のうち、早期に実施可能な取り組みにつきましては、来年度の事業や予算に反映できるよう調整してまいります。

新たに発見された変異株の脅威により、再び新型コロナウイルス感染症防止対策が強化されることも想定されています。この対策の強化によっては、再び経済的打撃を受ける業種もあることから、国が策定する新たな経済対策を有効活用し、町民皆様が安心して暮らしていただけるよう、新たな生活支援事業に取り組んでまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に、改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これをもちまして、令和3年第4回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時40分）

11時45分より、議会運営委員会を中会議室において開催いたします。

また、午後1時より、議会全員協議会を大会議室において開催いたしますので、ご参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 12 月 10 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員